

# ハープ貸与規約

申込者（以下「甲」といいます）とハープクラブ（以下「乙」といいます）は、乙が保有または管理するハープ（以下「本件楽器」といいます）について、以下の通り貸与契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

なお、本件楽器は株式会社銀座十字屋（以下「供給元」といいます）より乙が一括してレンタルまたは購入し、乙の責任において管理するものです。

## 第1条（目的・貸与対象）

乙は甲に対して、本件楽器を貸与し、甲はこれを借り受けるものとします。

## 第2条（本契約の成立）

1. 本契約は、甲または甲の保護者が申込書に署名・押印し、乙がこれを承諾した日をもって成立します。
2. 甲が未成年の場合、保護者の同意が必要であり、保護者が契約責任を負うことに同意したものとみなします。
3. 甲は、本件楽器の引渡しを受けた日から、本契約の定めに従って使用することができます。

## 第3条（引渡し・検収）

1. 本件楽器は、乙が指定する方法により甲に引き渡します。
2. 甲は、引渡し後速やかに本件楽器を検収し、瑕疵を発見した場合は2日以内に乙へ通知するものとします。この期間内に通知がなかった場合、正常に引渡されたものとみなします。

## 第4条（担保責任）

乙は引渡し時において本件楽器が正常な性能を有することのみを担保し、特定の使用目的への適合性は保証しません。

## 第5条（貸与期間）

1. 貸与期間は申込時に定めた期間とします。
2. 貸与開始日前に本件楽器を引き渡す場合でも開始日は変更されません。

## 第6条（費用の負担）

1. 甲は乙に対し、所定の貸与料を定められた期日までに乙の指定方法で支払うものとします。
2. 貸与料は月単位で計算し、日割計算は行いません。

## 第7条（返却の遅延・補償）

1. 返却時には、貸与一式（楽器・カバー・チューニングキー等）をすべて返却するものとし、不足・破損・紛失・欠品があった場合、甲は乙に対し、その実費を弁償するものとします。
2. 返却期限を過ぎても返却がない場合、甲は乙に対し、所定の違約金（供給元が定める正規の貸与費用の1.5倍）を支払うものとします。
3. 違約金の計算は1か月単位とし、1か月未満であっても1か月分として計算します。

## 第8条（使用方法と禁止事項）

1. 甲は本件楽器を日本国内でのみ使用し、国外への持ち出しをしてはなりません。
2. 使用者は原則として甲本人とその保護者に限ります。業務用・営利目的での使用はできません。

3. 甲は本件楽器を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、必要な消耗品や付属品の交換等にかかる費用を負担します。
4. 本件楽器（クリスハープ）の移動には、付属のトランSPORTカバーを使用し、使用・保管・移動には十分な注意を払うものとします。
5. 本件楽器は、自宅練習を目的として特別に貸与されるものであり、練習日には乙が指定する会場へ持参する義務があります。
6. 本件楽器の転貸、改造、譲渡は禁止します。
7. 保管場所の変更や転居がある場合は速やかに乙に通知し、乙の承認を得なければなりません。
8. 火災、地震、風水害、その他の不可抗力による滅失・毀損が生じた場合には、甲は速やかに乙へ報告し、乙の指示に従うものとします。

#### 第9条（修理・保守）

1. 甲の責に帰さない不具合が発生した場合、乙は修理または代替品の提供を行います。
2. 甲または使用者の過失による破損は有償修理とします。

#### 第10条（毀損・滅失）

甲が本件楽器を毀損または滅失した場合、甲は乙に対し、修理費または代替品購入費相当額を賠償します。

#### 第11条（事故等の報告義務）

事故、破損、盗難等が発生した場合、甲は直ちに乙に連絡し、乙の指示に従うものとします。

#### 第12条（契約解除）

1. 甲が本契約に違反した場合、乙は直ちに本契約を解除し、本件楽器の返却を求めることがあります。
2. 甲に破産、民事再生等の申し立てがあった場合も同様とします。

#### 第13条（免責）

1. 本契約は甲と乙の間で成立するものであり、供給元は甲に対して直接の債務や責任を負いません。
2. 本件楽器の利用により甲または第三者に損害が発生しても、乙および供給元は不可抗力による場合を除き責任を負いません。

#### 第14条（個人情報の取扱い）

乙は、甲の個人情報を貸与契約の履行および貸与業務に必要な範囲で利用します。

#### 第15条（準拠法・管轄）

本契約は日本法に準拠し、紛争は乙が指定する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的同意管轄裁判所とします。

(施行日：2025年9月1日)